

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

豊橋市

## 目次

この構想について.....	4
<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 .....</b>	<b>4</b>
1 本市農業の現状.....	4
2 本市農業構造の現状及び見通し.....	5
3 農業経営の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標.....	6
4 農業経営基盤の強化の方策.....	7
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標.....</b>	<b>10</b>
<b>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標.....</b>	<b>19</b>
<b>第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項.....</b>	<b>21</b>
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	21
2 本市が主体的に行う取組.....	21
3 関係機関との連携・役割分担の考え方.....	22
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供.....	22
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....</b>	<b>23</b>
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標.....	23
2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標.....	23
<b>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 .....</b>	<b>23</b>
1 利用権の設定等に関する事項.....	24
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	31
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等.....	33
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 .....	34
5 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項.....	34
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	35

別紙1(第5の1の(1)力関係).....	36
別紙2(第5の1の(2)関係).....	38

## この構想について

この構想は、本市の、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営等の目標及び指標、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積の目標等、並びに、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための事業に関する事項等について、農業経営基盤強化促進法<sup>1</sup>第6条に規定される農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想として明らかにするものである。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 本市農業の現状

本市は、愛知県の東南部にあり、東京から約300km、大阪から約260kmと大都市の中間地点に位置している。地形は概ね平坦で、豊川をはじめとする多くの河川や昭和43年に全面通水した豊川用水が市域を貫流するなど、水源も豊富である。気候は比較的温暖で年間の平均気温は17℃程度であり、冬季には北西の季節風により寒さを感じるものの、雪はまれにちらつく程度で積雪はほとんど見られない。

このような地理的な条件のもと、国や県の補助事業を活用した土地改良や施設の近代化など、農業生産基盤の整備を進めた結果、経営規模の拡大や生産性向上など、本市農業の活性化に結び付けることができた。

現在では、南部地域では露地野菜や施設園芸、畜産、西部地域では水田作、北部地域では果樹栽培といったように、地域ごとの特性を生かした農業が展開されている。露地野菜ではキャベツやブロッコリー、施設野菜ではトマトやミニトマト、イチゴなどの栽培が盛んであることに加え、大葉や食用ぎくなどのつまもの野菜、デルフィニウムや洋ランなどの施設花き等も生産されており、営農の類型は多様である。

<sup>1</sup> 農業経営基盤強化促進法…昭和55年法律第65号。以下「法」という。

農業生産額は、令和3年市町村別農業産出額(推計)では14位に位置しているものの、平成29年の458億円をピークに減少を続けており、令和元年は382億円となっている。国内外での産地間競争の激化や農家数の減少など様々な要因が考えられるが、本市農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を確保・育成する必要がある。

## 2 本市農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造を農林業センサスにより概観してみると、販売農家数は、2005年4,313戸、2010年3,911戸、2015年3,423戸、2020年2,642戸と、人口の減少を上回るペースで減少を続けている<sup>2</sup>。2020年調査を経営者の年齢別にみると60歳以上の高齢者が2,053人と7割に達する一方で、後継者がいないと回答した経営者は2,262戸と8割を超えている。現状のまま推移し続ければ、農家数は更に減少するものと想定される。

農地については、5ha以上の経営面積を持つ販売農家が、2005年77戸、2010年108戸、2015年112戸、2020年120戸となっており、集積が一定進んでいることを読み取れる。しかし、耕作放棄地は、2005年951ha、2010年800ha、2015年843haと800ha以上で推移しており、農家数の減少に伴いさらに増加することが見込まれる。

<sup>2</sup> 人口減少を上回るペースで減少を続けている…2015年から2020年にかけて、農林業センサスによる販売農家数は23%減少しているが国勢調査による本市人口は374,765人から371,920人と1%に満たない減少である。

### 3 農業経営の目標及び新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

#### (1) 農業経営の目標

本市は、このような農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営体の目指すべき農業経営の目標を明らかにし、令和14年度に向けて、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、すでに基幹経営体<sup>3</sup>の水準に達している経営体についても、さらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、下表のとおりとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者については、地域における他産業従事者並の年間農業所得と年間労働時間を指標とし、この水準の農業経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得と、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間を指標とし、これを目指す青年等の確保・育成を推進する。

	年間農業所得		1人当たりの 年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 基幹経営体当たり	概ね400万円 <sup>4</sup> 概ね800万円 <sup>5</sup>	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の 農業経営の目標	主たる従事者1人当たり	概ね250万円 <sup>6</sup>	概ね2,000時間

<sup>3</sup> 基幹経営体・経営規模等から、他産業と比べて遜色のない所得を確保し得る農業経営体。

<sup>4</sup> 概ね400万円…賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。他産業従事者生涯所得約1億9千万円÷45年間(20歳から64歳)≒400万円。

<sup>5</sup> 概ね800万円…主たる従事者2人を想定。

<sup>6</sup> 概ね250万円…賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。他産業従事者新卒(20歳から24歳)給与所得(1,200万円余)÷5年間≒250万円。

---

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市の新規就農者数(65歳未満)は、平成30年度以降減少傾向であったが、令和4年度はやや持ち直して24人の就農があった。

こうした状況と、愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数である年間200人を踏まえ、本市においては年間20人の新規就農者を確保することを目標とする。

## 4 農業経営基盤の強化の方策

農業経営基盤の強化を促進するため、農業者や地域等、主体となる者の自主性を前提としたうえで、次の各方策を実施する。

---

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

認定農業者<sup>7</sup>に対して、農用地の利用集積、生産方式の改善や経営管理の合理化のための研修及び制度資金<sup>8</sup>や助成制度による投資促進等の支援措置を総合的に講ずる。

また、女性農業者は農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請や、家族経営協定<sup>9</sup>の締結によるパートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保等を図る。

<sup>7</sup> 認定農業者…効率的かつ安定的な農業経営の目標達成に向けた農業経営改善計画が、法第12条第5項の規定に基づき、豊橋市長に認定された者。ただし、法第13条の2により、農業経営を営む区域が単一都道府県内の複数市町村にまたがる場合は都道府県知事、複数都道府県にまたがる場合は農林水産大臣が認定権者となる。

<sup>8</sup> 制度資金…法令に基づく利子の補給により、低利または無利子で受けられる融資等のこと。

<sup>9</sup> 家族経営協定…農業経営に携わるすべての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めたもの。

---

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援

新規就農希望者に対しては、農起業支援ステーション<sup>10</sup>や農起業支援センター<sup>11</sup>を核に就農相談を実施する愛知県をはじめ、農業委員会や農業協同組合等と連携し、農業大学校をはじめとする研修機関等での栽培技術や経営知識の習得や、制度資金や助成制度等の就農支援制度の活用に向けた就農計画の作成、農地の確保等に関する就農相談等への誘導を行い、計画的な就農を促進する。

就農後は、青年農業者組織や生産部会等の組織活動へ参加するよう誘導し、農業経営への定着を図るとともに、家族経営協定の締結によるパートナーシップ経営とワーク・ライフ・バランスの確保等を図る。

また、認定新規就農者<sup>12</sup>については、生産方式の改善や経営管理の合理化のための研修及び制度資金等の償還金の支援により、計画的な経営確立を促進するとともに、経営開始から概ね5年が経過した後は認定農業者となるよう誘導する。

---

## (3) 生産組織の育成と法人化の推進

地域の条件や外部環境に応じ、戦略を持って生産・販売できる生産組織の設立へ誘導するとともに、個別農家を法人化へ誘導し、経営管理の徹底や信用力の向上、経営継承の円滑化等を推進する。

担い手の不足している地域においては、地域の実情に即して、集落営農組織の設立や中心経営体への農地の利用集積を支援し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

---

<sup>10</sup> 農起業支援ステーション…就農相談(一次相談)の相談窓口。愛知県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)内に設置されている。

<sup>11</sup> 農起業支援センター…就農相談(二次相談)の相談窓口。県内に8か所あり、東三河農起業支援センターが愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課(以下「東三河農業改良普及課」という。)内に設置されている。

<sup>12</sup> 認定新規就農者…新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標達成に向けた青年等就農計画が、法第14条の4第3項の規定に基づき、豊橋市長に認定された者。

---

#### (4) 地域の担い手と多様な経営体等の連携の推進

地域農業が維持発展するためには、認定農業者等地域の担い手と、小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等多様な経営体の、農用地や補助労働の相互提供などによる連携・協力が不可欠であることから、潤いのある健全なコミュニティの維持発展を図る。

また、多様な経営体等の営農の継続や遊休農地の発生抑制と、中心経営体への利用集積の促進を図るため、品目別対策や多面的機能支払制度、農地中間管理事業等、国及び県の実施事業を活用・推進する。

---

#### (5) 農業生産の低コスト化・高品質化等の推進

全ての農業分野において、情報通信技術などを活用したスマート農業や農業生産工程管理手法の導入等による、農作業の省力化や農産物の品質向上を支援する。

水田農業については、作業受託・経営受託の増加に対応するため、農地の利用集積を図るとともに、豊橋市地域農業再生協議会と連携して効率的な生産管理技術の導入を支援する。

露地野菜については、管理作業の機械化と分業化等の推進による省力化や大規模化、加工・業務用契約出荷による省力化と経営安定及び優良品種の選定と肥培管理の改善による長期安定生産を支援する。

果樹については、省力機械の導入や短梢せん定、低樹高仕立ての推進による省力化を支援する。また、高品質果実を安定して生産するための計画的な改植や、消費者ニーズに合致した優良品種・品目への転換等を支援する。

施設野菜・花き等の施設園芸については、新品種や低コスト化技術、情報通信技術を活用した環境制御技術の導入及び施設規模の拡大や老朽化した施設の再整備を支援する。

畜産については、畜産農家や地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する畜産クラスター協議会の育成を図る。また、精密な個体管理による良質な畜産物の生産や、先端機器の積極的な導入による低コスト化と省力化を支援するとともに、輸入飼料依存度

の軽減等のため、高品質たい肥の生産技術の確立や耕種農家への安定供給体制の整備等、耕畜連携による資源循環型畜産を支援する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した農業経営の目標実現のため、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示す。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体が効率的かつ安定的な農業経営の目標を達成できると想定されるモデル「基幹経営体」と、それを達成した経営体がさらなる向上を目指すための参考として、目標所得を約1,400万円に設定したモデル「ステップアップ経営体」について示す。

### <基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲・小麦複合経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・雇用労働者 0.5人	<経営規模> 水田 60ha <作付面積> 移植水稲 20ha 直播水稲 8ha 飼料用米 5ha 小麦 12ha 作業受託 15ha	<資本装備> ・トラクタ(60ps) 3台 ・トラクタ(80ps) 2台 ・田植機8条 1台 ・V溝播種機AD10 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・乗用管理機 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・軽トラック 1台 ・トラック 2台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・溝堀機(転作用) 1台 ・鎮圧機 1台 ・ブームモア 1台 ・溝きり機 1台 ・ミキサー 1台 ・播種プラント 1台 ・農舎 300㎡ ・育苗施設 1式	・管理会計 <sup>13</sup> の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・ほ場管理システムによる作業管理	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小麦・飼料用米(主食用品種)により生産調整を実施 ・直播水稲及び飼料用米はV溝直播栽培技術(浅耕鎮圧)を採用 ・作業受託は収穫作業のみ ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託				

<sup>13</sup> 管理会計…簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てるようにすること。

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲専作経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・雇用労働者 0.5人	<経営規模> 水田 55ha  <作付面積> 主食用米 23ha 飼料用米 17ha 作業受託 15ha	<資本装備> ・トラクタ(60ps) 3台 ・トラクタ(80ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・V溝播種機AD10 1台 ・乗用管理機 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・軽トラック 1台 ・トラック 2台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・溝きり機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 1台 ・鎮圧機 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ブームモア 1台 ・ミキサー 1台 ・播種プラント 1台 ・アタッチメント等 1式 ・農舎 300㎡ ・育苗施設 1式	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・ほ場管理システムによる作業管理	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・飼料用米により米の生産調整を実施 ・主食用米は移植栽培 ・飼料用米は主食用品種でV溝直播栽培技術(浅耕鎮圧)を採用 ・作業受託は収穫作業のみ ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託				
トマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人	<経営規模> 施設 42a  <作付面積> 促成長期 23a 抑制 19a 促成 19a	<資本装備> ・作業場 50㎡ ・高軒高ハウス 2,300㎡ ・普通軒ハウス 1,900㎡ ・温風暖房機 4台 ・炭酸ガス発生装置 3台 ・統合環境制御システム 1式 ・モニタリング装置 1台 ・カーテン 1式 ・養液栽培システム養液王 2台 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・促成長期作型、年2作型(養液栽培) ・促成長期栽培は高軒施設によるハイワイヤー誘引 ・レギュラー出荷 ・購入苗の利用(セルトレイ+グローブロック) ・共同機械選果・出荷場の利用 ・環境制御技術の導入				
ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.7人	<経営規模> 施設 30a  <作付面積> 促成長期 30a	<資本装備> ・作業場 50㎡ ・硬質フィルムハウス 3,000㎡ ・選果機 1台 ・ヒートポンプ 6台 ・暖房機 3台 ・動力噴霧機 1台 ・給液管理装置 1台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・カーテン 3,000㎡ ・環境モニタリング装置 1台 ・パソコン 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・促成長期1作(高軒高ハウス) ・養液システムの導入(単肥配合) ・購入苗の利用(グローブロック2本植、強勢台木) ・環境制御技術の導入				

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナス専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.5人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・作業場 65㎡ ・丸形鉄骨ハウス 4,000㎡ ・育苗ハウス 200㎡	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<作付面積> 促成長期 40a	・養液土耕システム 2,000㎡ ・トラクタ(24ps) 1台 ・管理機(3.5ps) 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧機 1台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・促成長期作型 ・単為結果性品種「とげなし輝楽」導入 ・養液土耕システムの導入 ・購入苗の利用 ・共同機械選果・出荷場の利用 ・環境制御技術(炭酸ガス施用)導入				
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ビニルハウス 4,000㎡ ・育苗ハウス 600㎡ ・作業場 50㎡	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<作付面積> イチゴ 40a	・高設栽培システム 4,000㎡ ・空中採苗システム 600㎡ ・暖房機 2台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽バン 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・促成作型(高設栽培) ・自家育苗 ・炭酸ガス施用				
イチゴ専作経営(夜冷作型) 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ビニルハウス 4,000㎡ ・育苗ハウス 600㎡ ・作業場 50㎡	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<作付面積> 夜冷 20a 促成 20a	・高設栽培システム 4,000㎡ ・空中採苗システム 600㎡ ・暖房機 2台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽バン 1台 ・短日夜冷装置 1式		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・超促成作型 20a+促成栽培 20a(高設栽培) ・自家育苗 ・炭酸ガス施用				
大葉専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 13.3人	<経営規模> 施設 50a	<資本装備> ・屋根型ハウス 3,000㎡ ・丸形鉄骨ハウス 2,000㎡ ・温風暖房機 5台 ・ヒートポンプ 5台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<作付面積> 大葉 50a	・作業場 80㎡ ・トラクタ 1台 ・輸送用バン 2台 ・軽トラック 1台 ・畝立て機 1台 ・管理機 1台 ・ハンマーカルチャー 1台 ・保冷库 1台 ・動力噴霧機 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・雇用管理能力向上により、単位面積当たり収量安定 ・年2作体系				

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人	<経営規模> 露地 350a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・育苗ハウス 350㎡ ・トラクタ(65ps) 1台 ・トラクタ(28ps) 1台 ・移植機 1台 ・アタッチメント 1式 ・施肥機 1台 ・施薬機 1台 ・管理機 2台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・封函機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<作付面積> 秋冬キャベツ 350a 春夏キャベツ 130a	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の播種事業を利用		
ブロッコリー・スイートコーン複合経営 従事者数 ・家族 2.5人	<経営規模> 露地 350a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・育苗ハウス 300㎡ ・トラクタ(27ps) 1台 ・トラクタ(54ps) 1台 ・移植機 1台 ・アタッチメント 1式 ・施肥機 1式 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<作付面積> 秋冬ブロッコリー 350a 春ブロッコリー 50a スイートコーン 30a	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の播種事業を利用		
デルフィニウム専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ガラス温室 1,000㎡ ・硬質フィルムハウス 3,000㎡ ・作業場・倉庫 80㎡ ・カーテン 4,000㎡ ・ヒートポンプ 1,000㎡ ・暖房機 4台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・養液土耕設備 4,000㎡ ・循環扇 12台 ・動力噴霧機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<作付面積> デルフィニウム 40a	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・シネンシス系 F1 品種主体の養液土耕栽培 ・出荷は 10 月上旬から 6 月下旬まで ・全量購入苗を定植 ・8 月定植の作型ではヒートポンプによる夜冷を行い、1 番花の品質を高めるとともに、欠株を削減 ・3 番花は芽を整理することで採花本数を制限しスプレー率を高める		

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
バラ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.2人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ガラス温室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,000㎡ ・保温カーテン 4,000㎡ ・ロックウール施設 4,000㎡ ・養液循環設備 2セット ・自動防除機 4,000㎡ ・トラック 1台 ・冷蔵庫 1台 ・作業場 80㎡ ・温風暖房機 4台 ・ヒートポンプ 8台 ・循環扇 16台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境測定機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<p>&lt;導入が望ましい経営形態及び生産管理等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロックウール栽培、スタンダード品種とスプレー品種の割合は半々</li> <li>・栽植密度 15 株/3.3 ㎡、接ぎ木苗及び挿し木苗を使用、年 10a ずつ改植</li> </ul> <p>・構形管理はアーチングを基本としたローラック仕立て ・暖房はヒートポンプと温風暖房機の併用、ヒートポンプは夜冷にも利用 ・肥料は排液循環システムを利用、全施設で炭酸ガス施用</p>			
スプレーギク専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.0人	<経営規模> 施設 35a	<資本装備> ・ガラス温室 1,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,500㎡ ・自動防除機 3,500㎡ ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 5㎡ ・トラクタ 1台 ・作業場 100㎡ ・暖房機 5台 ・頭上かん水装置 3,500㎡ ・花ロボ選花機 1台 ・ヒートポンプ 14台 ・炭酸ガス発生機 4台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<p>&lt;導入が望ましい経営形態及び生産管理等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年 3 作(ピンチ栽培 夏 1 作、ノーピン栽培 秋～春 2 作)</li> <li>・懸架式防除機</li> <li>・炭酸ガス施用</li> <li>・花ロボ選花機導入</li> </ul> <p>・ヒートポンプ 6 馬力×4 台/10a ・蛍光灯電照、環境制御及び変温管理 ・ヒートポンプとのハイブリッド暖房</p>			
輪ギク専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.7人	<経営規模> 施設 40a	<資本装備> ・ガラス温室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,000㎡ ・自動防除機 4,000㎡ ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 5㎡ ・トラクタ 1台 ・作業場 100㎡ ・暖房機 6台 ・頭上かん水装置 4,000㎡ ・選花機 1台 ・結束機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<p>&lt;導入が望ましい経営形態及び生産管理等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2.5 作/年、125 本/坪/作</li> <li>・発根苗定植</li> <li>・摘心栽培 2 本/株</li> </ul> <p>・選花機、自動防除機利用 ・ヒートポンプとのハイブリッド暖房</p>			

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
コチョウラン専作経営  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 5.1人	<経営規模> 施設 30a	<資本装備> ・ガラス温室 3,000㎡ ・作業場・倉庫 600㎡ ・ベンチ 3,000㎡ ・カーテン 3,000㎡ ・暖房機 3台 ・ヒートポンプ 13台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・循環扇 13台 ・ミスト加湿器 13台 ・パソコン・環境測定機 1台 ・動力噴霧機 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・大苗輸入による作期短縮 ・大輪系コチョウラン専作、8号鉢に3株を寄せ植え ・炭酸ガス施用 ・ヒートポンプによる冷房(花芽分化用)及び暖房 ・年3回転			
観葉植物専作経営  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.1人	<経営規模> 施設 35a	<資本装備> ・ガラス温室 3,500㎡ ・保温カーテン 3,500㎡ ・温湯暖房機 3,500㎡ ・パット&ファン 1,000㎡ ・ヒートポンプ 10台 ・循環扇 10台 ・動力噴霧機 1台 ・トラック 1台 ・ベンチ 3,500㎡	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・主要品目：ポット観葉(3号ヘデラ他) ・夏季：日中 一部パット&ファン、夜間 ヒートポンプ使用 ・冬季：ヒートポンプ、温湯暖房機併用 ・かん水方法：手かん水、頭上かん水併用 ・出荷場と併用する作業場(500㎡)をガラス温室内に設置 ・年1.5回転			
鉢花専作経営  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 施設 30a	<資本装備> ・ガラス温室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 1,000㎡ ・作業場・倉庫 100㎡ ・動力噴霧機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・冷蔵庫 1台 ・暖房機 7台 ・ポットティンガマシン 1台 ・底面給水装置 2,000㎡ ・ミキサー 1台 ・ショベルローダ 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・エブアンドフローによるかん水省力化 ・シクラメンは自家播種、ポットカーネーションは購入苗 ・台車輸送			
カキ専作経営  従事者数 ・家族 3.0人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 露地 400a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクタ(24ps) 1台 ・乗用草刈機 1台 ・スピードスプレイヤー 1台 ・運搬車 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・出荷体制：非破壊センサー付き共同選果場を利用した共選共販 ・労働力：家族労力3名+臨時雇用(摘果・収穫作業) ・雇用労賃：時給1,000円			

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナシ・カキ複合経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.3人	<経営規模> 露地 260a	<資本装備> ・ナシ棚 8,000㎡ ・運搬機 1台 ・トラクタ 1台 ・軽トラク 1台 ・トラック 1台 ・倉庫 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレイヤー 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・ナシは有袋栽培による農薬散布削減 ・幸水は熟期促進処理実施 ・スピードスプレイヤー等の導入による徹底した省力化 ・出荷体制は、非破壊センサー付き共同選果場を利用した共選共販			
モモ・カキ複合経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.0人	<経営規模> 露地 240a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・軽トラク 1台 ・トラック 1台 ・トラクタ(24ps) 1台 ・乗用草刈機 1台 ・スピードスプレイヤー 1台 ・運搬車 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・出荷体制：非破壊センサー付き共同選果場を利用した共選共販 ・労働力：家族労力2.5名+雇用(摘果・収穫作業) ・雇用労賃：時給1,000円 ・早生モモ：ちよひめ、日川白鳳、みさか白鳳(各10a) ・中生モモ：勘助桃(30a)、なつおとめ(20a)、川中島白鳳(10a)			
ブドウ専作経営 従事者数 ・家族 2.0人	<経営規模> 施設 30a 露地 40a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・ブドウ簡易ハウス 3,000㎡ ・運搬機 1台 ・軽トラク 1台 ・トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・果樹棚 7,000㎡ ・スピードスプレイヤー 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・販売、顧客管理ソフトの導入	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・種なし栽培、ジベレリン1回処理、平行整枝短梢せん定 ・ハウス…無加温二重被覆栽培 ・出荷体制…持ち寄り共選			
ミカン専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.5人	<経営規模> 施設 80a 露地 70a	<資本装備> ・ビニルハウス 8,000㎡ ・作業場 200㎡ ・暖房機 12台 ・樹上かん水施設 6台 ・ヒートポンプ 12台 ・循環扇 36台 ・炭酸ガス発生機 6台 ・環境モニタリング装置 2台 ・軽トラク 1台 ・トラック 1台 ・選果機 1台 ・動力噴霧機 2台 ・管理機 1台 ・せん定枝粉砕機 1台 ・オーガー 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・ハウスミカンを主体に、ハウス中晩柑、露地ミカン、マルチミカンを組み合わせる ・共選組織によるブランド化 ・ヒートポンプ式エアコンの導入と施設の多層被覆化による省エネ栽培 ・炭酸ガスの効率的利用による収量の向上 ・土壌改良による収量増加 ・露地マルチ栽培による高品質化 ・遊休施設の受委託 ・雇用労賃：時給1,000円			

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農専業経営 従事者数 ・家族 2.5人	<飼養頭数> 乳牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 2棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・たい肥舎 1棟 ・乳牛(預妊育成) 50頭 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラ 1台 ・給餌機 1機 ・ホイルローダ 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・計数管理の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ヘルパー利用
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・乳牛の長命連産化を図り、乳質の維持と個体乳量の安定を図る ・後継牛は預妊育成とする(性判別精液を利用) ・後継牛以外の子牛は交雑牛又は受精卵移植による和牛を生産 ・稲 WCS 等地域粗飼料を活用する		
肉用牛専業経営 従事者数 ・家族 2.0人	<飼養頭数> 肉用牛(交雑種) 250頭	<資本装備> ・牛舎 2棟 ・牛舎(子牛舎) 1棟 ・倉庫 1棟 ・たい肥舎 1棟 ・自動給餌機 4機 ・ホイルローダ 1台 ・ダンプトラック 1台 ・トラクタ 1台 ・テッダーレーキ 1台 ・ロールベアラ 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・2か月齢で導入、26か月齢までの24か月間の肥育 ・粗飼料の1割を収集した国産稲わらを利用する		
養豚専業経営 従事者数 ・家族 2.0人	<飼養頭数> 母豚頭数 100頭	<資本装備> ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 1式 ・ふん発酵施設 1式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ホイルローダ 1台 ・繁殖雄豚 6頭 ・繁殖雌豚 100頭	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・計数管理の実施 ・ベンチマーキングの取組 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・種豚は県の系統豚を使用 ・年間出荷頭数は23頭/母豚 ・リサイクル飼料、飼料米等、国産自給飼料の利用を促進(5~7%) ・人工授精導入により、繁殖雄豚の飼養頭数削減 ・豚熱対策費用を診療衛生費と諸材料費に加算		
採卵養鶏専業経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・雇用労働者 1.0人	<飼養羽数> 採卵鶏 3万羽	<資本装備> ・成鶏舎・施設 2棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・洗卵選別機 1台 ・自動販売機 10台 ・ワゴン車 1台 ・ダンプトラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 1基 ・ショベルローダ 1台 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・販売、顧客管理ソフトの導入 ・計数管理の実施 ・コンプライアンスの徹底(家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・大雛導入 ・卵価：201円/kg		

<ステップアップ経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
大葉専作経営 従事者数 ・家族 3.0人 ・雇用労働者 26.4人	<経営規模> ・施設 90a	<資本装備> ・屋根型ハウス 6,000㎡ ・丸形鉄骨ハウス 3,000㎡ ・温風暖房機 9台 ・ヒートポンプ 9台 ・作業場 80㎡ ・トラクタ 1台 ・輸送用バン 2台 ・軽トラック 1台 ・畝立て機 1台 ・管理機 1台 ・ハンマーカルチャー 1台 ・保冷库 1台 ・動力噴霧機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・雇用管理能力向上により、単位面積当たり収量安定 ・年2作体系			
キャベツ専作経営 従事者数 ・家族 3.0人 ・雇用労働者 1.5人	<経営規模> 露地 700a	<資本装備> ・作業場 200㎡ ・育苗ハウス 700㎡ ・トラクタ(80ps) 1台 ・トラクタ(35ps) 1台 ・乗用管理機(16ps) 1台 ・移植機 3台 ・乗用ブーム 1台 ・アタッチメント 1式 ・施肥機 1台 ・作業機 1台 ・管理機 2台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 10セット ・収穫台車 2台 ・封函機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の播種事業を利用			
スプレーギク専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 8.0人	<経営規模> 施設 60a	<資本装備> ・ガラス温室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 4,000㎡ ・自動防除機 6,000㎡ ・管理機 1台 ・トラック 4台 ・冷蔵庫 10㎡ ・トラクタ 3台 ・作業場 100㎡ ・暖房機 9台 ・頭上かん水装置 6,000㎡ ・花ロボ選花機 1台 ・ヒートポンプ 24台 ・炭酸ガス発生機 8台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・年3作(ノーピン栽培) ・懸架式防除機 ・炭酸ガス施用 ・花ロボ選花機導入 ・ヒートポンプ6馬力×4台/10a ・蛍光灯電照、環境制御及び変温管理 ・ヒートポンプとのハイブリッド暖房			

<ステップアップ経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
コショウ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 5.1人	<経営規模> 施設 60a  <作付面積> 大輪系 60a	<資本装備> ・ガラス温室 6,000㎡ ・作業場・倉庫 600㎡ ・ベンチ 6,000㎡ ・カーテン 6,000㎡ ・暖房機 3台 ・ヒートポンプ 30台 ・軽トラック 1台 ・トラック 2台 ・循環扇 30台 ・ミスト加湿器 30台 ・パソコン・環境測定機 1台 ・動力噴霧機 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・大苗輸入による作期短縮 ・大輪系コショウ専作、8号鉢に3株を寄せ植え ・炭酸ガス施用 ・ヒートポンプによる冷房(花芽分化用)及び暖房 ・年3回転				

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、地域において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示す。

<個別経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ミニトマト専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者(短時間) 0.2人	<経営規模> 施設 10a  <作付面積> ミニトマト 10a	<資本装備> ・ビニルハウス(中古) 1,000㎡ ・作業場(中古) 50㎡ ・軽トラック(中古) 1台 ・トラクタ(中古) 1台 ・管理機(中古) 1台 ・温風暖房機(中古) 1台 ・動力噴霧機(中古) 1台 ・ミニトマト選果機(中古) 1台 ・重量選果機(中古) 1台 ・養液土耕装置(中古) 1台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農業協同組合の共選共販体制に即した生産と販売 ・促成長期作 ・出荷調製用の作業場 ・購入苗(成苗)、選果機の利用・2本仕立て栽培による育苗日の削減 ・収穫ピークに雇用導入				

<個別経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナス専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.3人	<経営規模> 露地 20a	<資本装備> ・軽トラック 1台 ・作業場 30㎡	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<作付面積> ナス 20a	・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・かん水装置 1式 ・刈り払い機 1台 ・防風ネット 3,000㎡ ・トラクタ(20ps・中古) 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施				
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.2人	<経営規模> 施設 15a	<資本装備> ・作業場(賃貸) 20㎡ ・ビニルハウス(賃貸) 1,500㎡	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	<作付面積> イチゴ 15a	・高設培地システム 1,500㎡ ・育苗ハウス(賃貸) 250㎡ ・空中採苗システム 250㎡ ・暖房機 1台 ・炭酸ガス施用機 1台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施				
キャベツ専作経営 従事者数 ・家族 1.0人	<経営規模> 露地 250a	<資本装備> ・作業場 100㎡ ・トラクタ(25ps・中古) 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
	<作付面積> 冬春キャベツ 200a 春夏キャベツ 50a	・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・サブソイラ 1台 ・ブラウ 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・スプリンクラー 5セット ・収穫台車 1台 ・軽トラック 1台		
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・農業協同組合の共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施				

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者<sup>14</sup>の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市において、農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者及び基幹経営体を支える青年農業者及び女性農業者等を確保し育成していく必要がある。

このため、基幹経営体や新規就農者が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援するとともに、新規就農希望者に対しては、本市で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

また、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応するため、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用や農業支援サービス事業体の利用等を促進する。

### 2 本市が主体的に行う取組

農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページ等を活用して積極的に情報発信するとともに、農起業支援ステーション及び農起業支援センターにおける就農相談の案内など、新規就農に向けた相談に対応する。

就農後は、青年等就農計画の認定や各種補助制度の案内・指導等を積極的に行い、新規就農者の定着を進める。また、豊橋市担い手育成総合支援協議会等と連携して、経営管理等、営農に必要な知識・技術を身に着けるための研修を行う。

<sup>14</sup> 農業を担う者・認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対しては、農業経営改善計画の認定を行うとともに、スマート農業等の高度な生産技術を始めとする、経営体の技術革新・経営革新を図っていく。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、農業経営・就農支援センターをはじめ、農業大学校や東三河農林水産事務所、農業協同組合等の各関係機関と緊密な連携による支援体制を構築し、新規就農希望者の受入について、本市の生活・住居等に関する情報を提供するとともに、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、農業を担うものに対する作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。

愛知県農業会議、愛知県農業振興基金(農地中間管理機構)、農業委員会は、農業を担うものからの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、区域内における作付け品目毎の就農受け入れ態勢、研修内容、就農後の生活や収支のイメージ等、新規就農希望者が必要とする情報を「農業をはじめ.jp」への掲載について、農業協同組合等と連携して県を支援する。

また、新規就農希望者からの相談があった場合、農起業支援ステーションと連携して、相談内容に応じて必要な情報を提供するとともに、就農予定地と作目が決まった新規就農希望者については、農起業支援センターや農業協同組合等とも連携して相談に対応する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

## 第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第 2 に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を農用地の利用に占めるシェアで示すと次の通りである。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が 市全体の農用地の利用に占める面積のシェア <sup>15</sup>	80%
--	-----

### 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

農業経営の一層の効率化を図るため、農地中間管理機構による農地中間管理事業の各種事業の実施を求めるとともに、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等の実施や、人・農地プランの実質化及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し分散する農用地の集約化を促進する。

## 第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用権の設定等に関する事業
- (2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業

<sup>15</sup> 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が市全体の農用地の利用に占める面積のシェア…シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とし、分子とする農用地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入及び特定農作業受託)をしている面積とする。

(6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

## 1 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権<sup>16</sup>の設定等<sup>17</sup>を受ける者の備えるべき要件

ア 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律<sup>18</sup>による改正前の農業経営基盤強化促進法<sup>19</sup>第 18 条第 3 項第 2 号イ及びロに規定するもののほか、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地<sup>20</sup>として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から c までに掲げる要件のすべてを備えること。ただし、農地所有適格法人<sup>21</sup>にあっては、旧法第 18 条第 3 項第 2 号イ及び b、c に掲げる要件のすべてを備えること。

a その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

b その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

c 所有権の移転を受ける場合は、旧法第 18 条第 3 項第 2 号イ及びロに規定するもの及び上記

a 及び b に掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実で

<sup>16</sup> 利用権…農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。

<sup>17</sup> 利用権の設定等…農用地について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を行うこと。

<sup>18</sup> 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律…令和 4 年法律第 56 号。以下「改正法」という。

<sup>19</sup> 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法…昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。

<sup>20</sup> 農用地…開発して農用地とすることが適当な土地を含む。

<sup>21</sup> 農地所有適格法人…農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。

ある等特別な事情があると認められる場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿<sup>22</sup>に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(ウ) 農業用施設用地<sup>23</sup>として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が旧法第 18 条第 3 項第 2 号イ及びロに掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法<sup>24</sup>に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律<sup>25</sup>に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法<sup>26</sup>に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、又は、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他旧法施行令<sup>27</sup>第 5 条で

<sup>22</sup> 農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿・農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 6 条第 2 項の規定に基づく農地移動適正化あっせん事業により農業委員会が整備する名簿。

<sup>23</sup> 農業用施設用地・開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。

<sup>24</sup> 農業協同組合法・昭和 22 年法律第 132 号。

<sup>25</sup> 独立行政法人農業者年金基金法・平成 25 年法律第 101 号。

<sup>26</sup> 農地中間管理事業の推進に関する法律・平成 14 年法律第 127 号。

<sup>27</sup> 旧法施行令・昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。

定める者を除く。)のうち、旧法第 18 条第 2 項第 2 号の規定により賃借権又は使用貸借による権利を設定できる者は、旧法第 18 条第 3 項第 2 号イ並びに第 3 号イ及びロの規定をすべて満たす者とする。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主<sup>28</sup>が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は 2025 年 3 月 31 日まで）において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

---

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間等<sup>29</sup>の基準、借賃の算定基準及び支払い等<sup>30</sup>の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価<sup>31</sup>の算定基準及び支払い等の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

---

<sup>28</sup> (農地所有適格法人の)社員又は株主…農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。

<sup>29</sup> 存続期間等…存続期間又は残存期間をいう。

<sup>30</sup> 支払い等…支払い及び特分の付与。

<sup>31</sup> 対価…現物出資に伴い付与される持分を含む。

---

### (3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者<sup>32</sup>からイの（ア）から（ウ）の要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

（ア）当該開発事業の実施が確実であること。

（イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

（ウ）当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

---

### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間等の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努める。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間等の満了の日までに当該利用権の存続期間等の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

<sup>32</sup> 利用権の設定等を受ける者…地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。

## (5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法<sup>33</sup>第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権の設定等を行う必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を市に申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を市に申し出ることができる。

エ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間等の満了の日の 150 日前までに市に申し出る。

---

## (6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、(5)のイ及びウの規定による土地改良区、農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

<sup>33</sup> 土地改良法…昭和 24 年法律第 195 号。

ウ ア及びイに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者<sup>34</sup>について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

---

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、旧法第 18 条第 2 項の規定による事項を定めるものとする。また、利用権の設定等を受ける者が(1)のエに規定するものである場合には、その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するため、次に掲げる事項を、(1)のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

<sup>34</sup> 利用権の設定等を受けようとする者…(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。

---

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、旧法第 18 条第 3 項第 4 号の規定のとおり同意を得るものとする。

---

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち旧法第 18 条第 2 項第 7 号の規定によるもの以外の事項を、市の掲示場への掲示により公告する。

---

(10) 公告の効果

本市が、公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し、又は所有権が移転する。

---

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

---

(12) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

---

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

本市が農用地利用集積計画の取り消し等を行う場合にあっては、旧法第 20 条の 2 の規定によるものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

---

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

---

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施区域として適当と認める区域は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況並びに農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる2戸以上の区域とする。

---

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置の推進とする。

---

### (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程において、旧法第23条第2項に掲げる事項を定めるものとする。

イ 農用地利用規程において、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

---

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約並びに構成員につき旧法第 23 条第 1 項に規定する要件を備える者は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱<sup>35</sup>様式第 6 - 1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が旧法第 23 条第 3 項に掲げる要件に該当するときは、同条第 1 項の認定をする。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

---

(6) 特定農業法人又は特定農業団体<sup>36</sup>を定める農用地利用規程の認定

ア (5)の アに規定する団体から、特定農用地利用規程<sup>37</sup>の提出があったときは、(5)のイに規定する要件に加えて旧法第 23 条第 6 項に掲げる要件に該当するときに限り、(5)のイの認定をする。

ただし、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地の所有者等<sup>38</sup>に対し、特定農用地利用規程に記載した特定農業法人又は特定農業団体に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨が、当該特定農用地利用規程に定められていなければならないものとする。

イ 特定農用地利用規程に定められた特定農業法人は認定農業者と、当該特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

<sup>35</sup> 農業経営基盤強化促進法の基本要綱…平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。

<sup>36</sup> 特定農業法人又は特定農業団体…法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人及び特定農業団体。

<sup>37</sup> 特定農用地利用規程…(4)に掲げる事項に加えて法第 23 条第 5 項に掲げる事項を定めた農用地利用規程。

<sup>38</sup> 所有者等…所有者。ただし、所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合は、その者。

---

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

認定団体<sup>39</sup>は、法第26条の規定による勸奨をおこなうことができるものとする。

---

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、東三河農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合又は農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

---

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

オ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

---

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

<sup>39</sup> 認定団体…(5)のイの認定を受けた団体。

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用や農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進や共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、農地中間管理機構が行う農地中間管理権を有する農用地を利用した実践的研修及び担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制又はヘルパー制度の導入や、企業経営を行う企業的農業経営体の育成及び高齢者や非農家等の労働力の活用システムの整備を推進する。

#### 5 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その結果を踏まえて地域計画を定める。

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、可能な限り当該区域の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業

委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他関係者と  
し、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を  
行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業企画課に設置す  
る。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われて  
いる区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定する。

市は地域計画の策定に当たって県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の  
関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこと  
とする。

また、地域計画の区域内の農用地について、農地中間管理事業を促進し、農用地利用集積計画により  
利用権設定等を進める。

なお、地域計画の作成後において、受け手がない農用地で新たに受け手が見つかった場合や、公共  
用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移  
により必要が生じたときは、地域計画を変更する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項について  
は、別に定めるものとする。

## 別紙 1 (第 5 の 1 の (1)カ関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地<sup>40</sup>の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行う。

### 1 地方公共団体<sup>41</sup>、農業協同組合等<sup>42</sup>又は畜産公社<sup>43</sup>

(1) 対象土地を農用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…旧法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

(2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

### 2 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人<sup>44</sup>又は生産森林組合<sup>45</sup>

(1) 対象土地を混牧林地等として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(2) 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること

### 3 土地改良法第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令<sup>46</sup>第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

<sup>40</sup> 対象土地…旧法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地。

<sup>41</sup> 地方公共団体…対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。

<sup>42</sup> 農業協同組合等…農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間節の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。

<sup>43</sup> 畜産公社…農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。

<sup>44</sup> 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人…農地所有適格法人である場合を除く。

<sup>45</sup> 生産森林組合…森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行う者に限る。

<sup>46</sup> 農業近代化資金融通法施行令…昭和 36 年政令第 346 号。

(1)対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用できると認められること

## 別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係)

### 1 農用地として利用するため利用権<sup>47</sup>の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間等	<p>ア 存続期間は、原則 3 年、6 年、10 年、20 年又は 50 年とし、農業者年金制度関連の場合は 10 年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定又は移転される利用権の当事者による当該利用権の存続期間等の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。</p>
(2) 借賃の算定基準	<p>ア 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>イ 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎と市、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>ウ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>エ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額換算した額が、上記アからウまでの規定によって算定される額に相当するように定める。この場合において、その金銭以外の者で定められている換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について<sup>48</sup>」第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>
(3) 借賃の支払方法	<p>ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払う。</p> <p>イ アの支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払う。</p> <p>ウ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る支払等を履行する。</p>

<sup>47</sup> 利用権・農業上の利益を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。

<sup>48</sup> 農地法の一部を改正する法律の施行について…平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知。

(4) 有益費の償還	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法<sup>49</sup>の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市又は農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>
------------	--

## 2 農業用施設用地として利用するため利用権の設定又は移転を受ける場合

(1) 存続期間等	<p>ア 存続期間は、原則3年、6年、10年、20年又は50年とし、農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転される利用権の当事者による当該利用権の存続期間等の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。</p>
(2) 借賃の算定基準	<p>ア 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して計算し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>イ 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p>
(3) 借賃の支払方法	<p>ア 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払う。</p> <p>イ アの支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払う。</p> <p>ウ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る支払等を履行する。</p>

<sup>49</sup> 民法・明治29年法律第89号。

(4) 有益費の償還	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市又は農業委員会が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>
------------	---

### 3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

(1) 存続期間	<p>ア 存続期間は、原則3年、6年、10年、20年又は50年とし、農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。</p> <p>イ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>ウ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転される利用権の当事者による当該利用権の存続期間等の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。</p>
(2) 損益の算定基準	<p>ア 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>イ アの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにする。</p>
(3) 損益の決済方法	<p>ア 損益は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る損益の全額を一時に支払う。</p> <p>イ アの支払は、委託者(損失がある場合には、受託者という。)の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、委託者の住所に持参して支払う。</p> <p>ウ 損益を金銭以外の者で定めた場合には原則として毎年一定の期日までに当該年に係る損益の支払等を履行する。</p>

(4) 有益費の償還	<p>ア 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>イ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定等又は移転を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>
------------	---

#### 4 所有権の移転を受ける場合

(1) 対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引 <sup>50</sup> の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
(2) 対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込む。
(3) 所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

<sup>50</sup> 通常取引…農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。